

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **土佐清水市** (都道府県: **高知県**)
 本事業の担当部局名 **企画財政課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	土佐清水市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	令和 2 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,500,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 本市の少子化対策は、平成28年度から出会いのきっかけイベントを年2~3回開催しており、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的にイベントは中止となったものの、令和6年度以降も継続して行う予定となっている他、高知県が運営するマッチングシステム登録費用の補助を令和3年度から行っており、結婚を希望する方を支援する体制を整備している。しかしながら、婚姻数・出生数ともに減少しており、結婚への後押しとして結婚に伴う経済的負担の軽減を図ることが必要と考えられる。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 「第七次土佐清水市総合振興計画」において、基本目標「協働による持続可能なまちづくり」の、施策「人口減少に歯止めをかける」の中に、結婚を希望する者がその願いを実現できるよう、結婚・出産・育児に関する制度面を充実させると掲げている。第2期土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、基本目標に「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことに継続して取り組むこととしている。 <本個別事業の位置付け> 本事業は「結婚に伴う経済的負担の軽減」と位置づけられる。 第2期土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の施策のひとつとして婚姻数を令和元年度の25組から令和6年度には30組とすることを目標とし、目標達成の取組の一つとして結婚新生活支援事業を位置づけている。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/>			
※(注)3 【その他独自要件】			
補助金の交付申請時に夫婦のいずれにも市税・県民税等の滞納がないこと 土佐清水市に5年以上定住する意思があること			

2. 申請見込

①新規世帯見込	4	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	1	世帯		
	その他	3	世帯		

【世帯数積算根拠】

29歳以下 600,000円×1件=600,000円 …①
 上記以外 300,000円×3件=900,000円 …② ①+②×2/3(補助率)=1,000,000円
 支給見込世帯数 4件(29歳以下1件、左記以外3件)

③令和2年 婚姻件数のうち、39歳以下の世帯数 15世帯(うち、29歳以下の世帯 8世帯)

④令和2年 結婚新生活支援事業 窓口アンケートでの年収該当世帯数割合 40%
 ※③×④により、6件(29歳以下3件、左記以外3件)が見込まれるが、予算の制約により、今回の対象世帯は4件(29歳以下1件、左記以外3件)とする。新婚世帯からの申請状況によって、追加の応募及び予算措置を検討する。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	0 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	1 世帯 × 600,000 円 = 600,000 円	左記上限額のとおり	
(その他)	3 世帯 × 300,000 円 = 900,000 円		
	(継続補助)	0 円	

3. 広報の実施予定

広く市民に目に留まるようにするため、市の広報紙やホームページへの掲載(2回/年)を行う。
 そのほか婚姻届提出者向けに、戸籍担当窓口や守衛からチラシの配布を行う。補助事業を知ってもらうことで、申請者の増加につなげる。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	婚姻件数		組	30(令和6年度)	19(令和4年度)
マッチングシステム登録者数(令和6年度達成予定)		人	10(令和6年度)	14(令和4年度)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.34(令和3年)	
	婚姻件数		件	23(令和5年)	
	婚姻率			2.5(令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	33(令和4年度)
	(アウトカム)				
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100(令和4年度)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50	50(令和4年度)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	結婚支援の取組として、高知県が運営するマッチングシステムと連携し、市内で出張登録閲覧会を開催するとともに、マッチングシステム登録料を全額補助することで会員数増につなげる。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	出会いのきっかけ事業を市の委託により実施している団体のイベント等でリーフレットの配布等周知活動を行う。				

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。